埋戻しに係る検査·監視体制について

京都府(3)

1 根拠法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

2 検査・監視の目的

産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理、無許可処理等の防止・是正

3 検査・監視の対象

(1) 対象範囲

・産業廃棄物の処理に関する全ての行為

(2) 検査・監視内容

・産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理、無許可処理等に対する監視パトロール、 立入検査、指導等

4 検査・監視の体制、頻度

- ① 監視パトロール、立入検査
 - · 実施機関 京都府山城北保健所
 - ・実施頻度 不定期 (監視パトロール及び不法投棄、無許可処理に係る通報等 に基づき実施する立入検査)

5 検査・監視の方法

現地確認を実施し、不法投棄、無許可処理等の違法行為が認められた場合に、必要な指導等を行う。

6 不適正な場合の措置

- 口頭指導
- 指導票等文書指導
- 措置命令等
- 告発
- 行政代執行

7 課題等

- ・廃棄物が搬入・埋戻される行為は、廃棄物処理法に抵触する行為であり、今後、 早急に防止対策の実施が必要。
- ・環境部局としては、山砂利採取地のみを対象にした特別の(恒常的な)監視の実施は、現実的に困難。

8 考えられる改善策

・廃棄物を一切搬入させないため、関係者を中心に、現行の受入搬入・検査監視シ ステムの全工程における点検と見直しの実施。